

所長指示第73号

令和5年10月17日

福岡拘置所長

宗教用具の使用許可基準等について

被収容者が宗教上の行為に使用する物品（以下「宗教用具」という。）としては、数珠、ロザリオのほか、経典や教本等があるところ、当該物品は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、その使用を許さないこととし、また受刑者の場合には、宗教上当該物品を使用する必要性の有無を判断することについて、下記のとおり、その使用に関して定めたことから、遺漏がないよう留意願います。

なお、令和2年7月1日付け当職指示第114号「数珠及びロザリオの使用許可基準等について」は、廃止します。

記

1 宗教用具

本指示が対象とする宗教用具は、数珠、ロザリオ、経典、教本、礼拝用マット及び礼拝用スカーフ（※女子に限る）とする。

2 基準及び審査手続

(1) 使用不許可基準

被収容者が使用を希望する宗教用具のうち、数珠及びロザリオについては、次のいずれかの項目に該当する場合は、使用を認めないものとする。

ア 一連の長さがおおむね50センチメートルを超える。

イ 著しく高価又は華美である。

ウ 珠又は十字架等の材質が、宝石、輝石、金属など特異である。

エ 紐の材質が、金属製など強度が高く、あるいは伸縮性が高い。

オ ファッション性があるブレスレットやアクセサリ様である。

カ 上記のほか、社会通念上、数珠又はロザリオとは認められない。

(2) 審査手続

ア 数珠又はロザリオの所持使用については、首席矯正処遇官（企画担当。以下「企画首席」という。）宛てに願箋を出願させて使用不許可基準に該当しない場合は使用を認め、宗教上の行為を行う場所での所持使用についても、居室内での使用とは別に企画首席宛てに願箋を出願させた上で使用を認めること。

ただし、死刑確定者や要注意者、要視察者及び要観察者（自殺・自傷）が使用許可を願い出た場合には、別紙1「宗教用具審査票」をもって個別に許否の審査を申請すること。

イ 「宗教用具審査票」をもって個別審査をする場合には、現物の紛失、破損等を防止する目的から、現物のカラーコピーを添付して決裁に付して差し支えないこと。

ウ 宗教用具の使用が認められた場合、当該被収容者を管轄する処遇部門処遇事務係が別紙2「所持証」に宗教用具名を記入して当該被収容者の居室に表示し、現物を交付すること。

エ 宗教用具の使用を認めない場合、当該被収容者を管轄する主任矯正処遇官（処遇担当）が当該被収容者にその旨を告知すること。

3 所持制限

被収容者に宗教上その物品の使用を認めた場合には、次のとおり宗教用具の所持数を制限する。

(1) 受刑者

数珠及びロザリオに限っては、いずれか1点のみ所持を認め、その他の宗教用具は、各1点までの所持を認める。

(2) 受刑者以外の者

各1点までの所持を認める。

4 使用場所

各収容居室及び教誨等を実施する場所とする。

5 使用時間

余暇時間帯及び教誨等実施時間帯とする。

6 その他

(1) 本指示発出前に使用を許し、居室内で所持している数珠又はロザリオについては、そのまま使用を許すこととするが、明らかに使用不許可基準に該当するなど規律及び秩序の維持その他管理運営上

支障を生ずるおそれがある場合は、「宗教用具審査票」をもって個別審査をすること。

- (2) 他の刑事施設から移送された被収容者が、数珠又はロザリオを携入してきた場合において、当該物品が移送される前に収容されていた刑事施設において使用所持を許されていた物品であるときは、原則として、当該物品の使用を許すものとするが、当該物品が明らかに使用不許可基準に該当するなど当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、「宗教用具審査票」をもって個別審査をすること。
 - (3) 閉居罰執行中の者が宗教用具の使用を希望した場合には、首席矯正処遇官（処遇担当）宛てにその旨の願箋を提出させて、使用の可否を審査するものとするが、閉居罰の効果として謹慎の趣旨に反しない限りにおいて、その使用を許すものとする。
- 7 小倉拘置支所における取扱い
本指示の規定を準用すること。

